国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （能登上下水道復興支援室に係る特例） **第二条**　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 （削る）	**附　則** （能登上下水道復興支援室に係る特例） **第二条**　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 ２　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。